

聞こえのバリアフリーの推進を求める意見書（案）

高齢化が進行する日本において、社会の活性化のためには高齢者の社会参加がこれまで以上に活発になる必要がある。しかし加齢により聴覚機能が低下すると、日常生活が不便になりコミュニケーションを困難にするなど、生活の質（ＱＯＬ）を落とす要因となり、鬱や認知症につながると考えられている。政府が2015年に策定した新オレンジプランの中でも、認知症を引き起こす危険因子として加齢や高血圧、糖尿病などと並べて難聴を挙げているが、2017年には国際アルツハイマー病会議で、難聴が認知症の危険因子として発表されている。また背後からの車両の接近に気づかず交通事故や犯罪被害に遭遇しやすくなることも懸念されている。

こうした聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。補聴器の使用は、聞こえの向上・改善に留まらず、認知機能の低下を防ぎ、社会参加を広げるための必需品となっている。高齢者が社会参加し、元気で活躍することは、健康な体をつくり、医療費や介護費用の削減効果をもたらすと言われている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、難聴者のうち補聴器を所有している人の割合はすでに補聴器購入に対しての公的補助制度がほぼ確立している欧米諸国に比べて極めて低く、2022年に一般社団法人日本補聴器工業会が行った調査によればデンマーク約55%、イギリス約53%、フランス約46%、ドイツ約41%に比べて、日本は約15%に過ぎない。日本の普及率の低さは、補聴器価格が片耳分で概ね10万円から30万円と高額で、保険適用もなく全額自己負担という実態が原因として挙げられる。特に低所得の高齢者は補聴器を購入することに困難を抱えており、補聴器の普及促進には公的補助が欠かせない。

よって国及び政府においては、聞こえのバリアフリーを推進することで、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制につなげていくために以下の項目について速やかに取り組むよう強く求める。

記

- 1 加齢性難聴は、本人が気づきにくいことから、聴力検査・検診制度を創設すること。
- 2 聞こえのバリアフリーを推進するため、補聴器の役割をはじめ適切な時期に必要な情報が提供できるよう行政や関係機関が連携して、情報提供の機会

や場をつくること。

- 3 難聴の早期発見・早期対応のため、一人一人に合った補聴器が選択できるよう日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が委託する補聴器相談医や認定補聴器技能者、行政が連携して、相談や受診、補聴器の調整などができるよう補聴器普及の体制づくりに取り組むこと。
- 4 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地方自治法の一部を改正する法律の廃止を求める意見書（案）

第 213 回国会で成立した地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正地方自治法」という。）は、第 14 章国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例において、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態であれば、個別法の根拠規定がなくとも、国の地方公共団体に対する指示権を認める内容などが盛り込まれた。

改正地方自治法においては、新たに国と普通地方公共団体との関係等の特例規定が新設され、いわゆる補充的指示の条項だけでなく、その前段の資料・意見の提出の要求や事務処理の調整の指示に関連する条項でも、特例関与がたやすく発動され、権力的関与が行われることになる。

重大なことは、国の指示・代執行などの強力な関与が認められている法定受託事務ばかりか、国民の生命等の保護を理由に基本的に国による強制関与が認められていない自治事務にまで国が指示できる仕組みを設けられていることにある。

政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合、各大臣はその担任する事務に関し、事態が発生している当該都道府県に対して事務処理の調整の指示を行うことができる。これは、法定受託事務として、都道府県に法的義務として実行を迫り、代執行さえも可能とされている。

改正の議論において、大規模な災害や感染症の蔓延その他、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、大規模な災害や感染症などで十分な対応がとれなかったことが事例として挙げられたが、東日本大震災や熊本地震での救助や復興の遅れ、新型コロナウイルス感染症による死者の増大や保健所対応の遅れなどの事態は、90 年代からの地方行政改革の名の下で行われた自治体正規職員の削減に原因がある。

さらに改正地方自治法は、指示権発動の要件とする重大な事態の範囲が極めて曖昧であり、時の内閣の判断に委ねられ、国会にも諮らず恣意的運用が可能になる。対等協力の関係とされた国と地方公共団体の関係性を大きく変容させるものであるとともに、自治事務に対する国の不当な介入を生じさせるおそれがある。

また情報システムについて、その利用の原則に国と協力しその利用の最適化を図る旨の義務が明記された。これは自治体の基幹 20 業務の国基準化とマイナンバーカードの徹底活用によって、対面窓口廃止を推進するものであり、対応できない市民は置き去りになり、窓口業務の縮小で、一層の自治体職員のリストラが進む危険性がある。

政府が行うべきは、地方自治体に権限と財源を十分に保障し、国民の命と暮らしを支える現場の力を強くすることである。

よって、国及び政府においては、地方分権に逆行し、憲法が保障する地方自治を踏みにじり、団体自治を侵害する改正地方自治法を廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。